



佐賀県公報

平成16年
5月21日
(金曜日)
第 12457号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、鹿島市における特定計量器定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が次のとおり行う。

平成十六年五月二十一日

佐賀県知事 古川

康

		鹿島市		区域		
		非自動ばかり、 分銅及びおもり	対象となる 器	期日	時間	検査場所
平成一六年 八月五日(木)	〃	平成一六年 八月四日(水)	〃	平成一六年 八月三日(火)	一〇・三〇から 一二・〇〇まで	七浦公民館
一〇・三〇から 一五・三〇まで	一一三・三〇から 一二・〇〇まで	一一三・三〇から 一二・〇〇まで	浜公民館	古枝公民館	能古見ふれあい楽習 館	鹿島市民会館

●佐賀県告示第三百九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年五月二十一日

佐賀県知事 古川

康

○随意契約の相手方等の公示
○博物館の登録
教育委員会事項
◎佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則
（規則・一二二）
（告示・三）

(情報・業務改革課)

◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

規則二〇

○告示

●佐賀県告示第三百九十二号

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

二 (一) 指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ももえん

所在地 佐賀郡川副町大字犬井道九百十五番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームももえん

所在地 佐賀郡川副町大字犬井道九百十五番地一

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社バリアフリーLife

所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームひだまり

所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人佐賀キリスト教事業団

所在地 佐賀郡大和町大字久留間三千八百六十五番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームシオンの園水ヶ江

所在地 佐賀市水ヶ江四丁目二番二十一号

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

指定年月日 平成十六年五月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人歌垣福祉会

所在地 杣島郡白石町大字馬洗二千五百七十七番地九

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームうたがきの里

所在地 杣島郡白石町大字築切二百六十四番地一

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 コムスンのほほえみ鍋島

所在地 佐賀市鍋島三丁目十四番二十一号

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人水上医院

所在地 伊万里市山代町立岩二千六百七十一番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人水上医院デイサービスセンターさよがわ

所在地 伊万里市山代町立岩二千六百七十一番地一

サービスの種類 指定通所介護

指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社K C A Y

所在地 佐賀郡川副町鹿江八百六十五番地七

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

九

(一) 指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社M I D O R I
所在地 佐賀市八戸二丁目一番二十七号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ホームヘルプサービス緑の家

所在地 佐賀市八戸二丁目一番二十七号
サービスの種類 指定訪問介護

十

(一) 指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社ニチイ学館

所在地 東京都千代田区神田駿河台二番九号
事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アイリスケアセンター唐津

所在地 唐津市東新興町二千八百九十三番地一
サービスの種類 指定福祉用具貸与

十一

(一) 指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人健愛会

所在地 佐賀郡東与賀町田中二百七番地十五
事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ホームヘルプサービスたんぽぽ
所在地 佐賀郡東与賀町田中二百七番地十五
サービスの種類 指定訪問介護

一

(一) 指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社M I D O R I
所在地 佐賀市八戸二丁目一番二十七号

(三) 事業所の名称及び所在地
名称 ケアプランサービス緑の家

(二) 指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人清心会服巻医院

所在地 唐津市船宮町二千五百八十八番地三
事業所の名称及び所在地

(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 居宅介護支援事業所ハートランド
所在地 唐津市船宮町二千五百八十八番地三

(一) 指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人千鳥会石橋整形外科
所在地 鳥栖市桜町千四百六十五番地一
事業所の名称及び所在地

(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 ケアプランサービス「つばさ」
所在地 鳥栖市桜町千四百六十五番地一

●佐賀県告示第三百九十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年五月二十一日

佐賀県知事 古川 康

康

四 (一) 指定年月日 平成十六年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人あおぞら胃腸科

所在地 東松浦郡浜玉町浜崎八百三番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援センターそよかぜ

所在地 東松浦郡浜玉町浜崎八百三番地

●佐賀県告示第三百九十五号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年五月二十一日

佐賀県知事 古川康

一(一) 保安林予定森林の所在場所

神埼郡脊振村大字鹿路字迎田一二四三の二、字西山一六五五の一四四、
字桂木一七五四の一九、西松浦郡西有田町大木字中尾乙四五六八の三五六、
乙四五六八の三五七、乙四五六八の三六〇、字岳乙四七九三の二〇四、乙
四七九三の二一五、乙四七九三の二二八、乙四七九三の二五三から乙四七
九三の二五五まで、杵島郡山内町大字宮野字前平三の五、五一の一から五
一の三まで、五三の一、五三の二、五五から五八まで、北方町大字志久字
永谷山四五五七、四五六〇の二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

ア 立木の伐採の方法

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

ア 立木の伐採の方法

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

ア 立木の伐採の方法

●佐賀県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路
の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年五月二十一日から平成十六年六月二
十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供
する。

平成十六年五月二十一日

佐賀県知事 古川康

県道 西与賀佐賀線	佐賀市与賀町字川原小路一四八番三 地先まで	道路の種類 及び路線名	区間	道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路 の区域を次とのおり変更する。	●佐賀県告示第三百九十七号	前	後	三九・〇	六三七・〇	平成十六年五月二十一日	佐賀県知事 古川康	路線名 供用開始の区間 供用開始の期日	
前から 地先まで	佐賀市与賀町字川原小路一四八番三 地先まで	区間	区間	十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。	●佐賀県告示第三百九十七号	前	後	五・二	平成十六年五月二十一日	佐賀県知事 古川康	路線名 供用開始の区間 供用開始の期日		
前	後	区間	区間	十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。	●佐賀県告示第三百九十九号	前	後	三九・〇	平成十六年五月二十一日	佐賀県知事 古川康	路線名 供用開始の区間 供用開始の期日		
一三・〇	一三・〇	区間	区間	十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。	●佐賀県告示第三百九十九号	前	後	一一六・八	平成十六年五月二十一日	佐賀県知事 古川康	路線名 供用開始の区間 供用開始の期日		
前から 地先まで	佐賀市与賀町字川原小路一四八番三 地先まで	区間	区間	十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。	●佐賀県告示第三百九十九号	前	後	一一七・九	平成十六年五月二十一日	佐賀県知事 古川康	路線名 供用開始の区間 供用開始の期日		

●佐賀県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年五月二十一日から平成十六年六月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

する。

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前 後	幅員 メートル	延長 メートル	収支等命令者	佐賀県統括本部情報・業務改革課長　迎出
	区	間					
県道 伊万里山内線	伊万里市大川内町字棧敷甲一一五番 一地先から	伊万里市大川内町字岩谷甲一一一一番 一地先まで	後	一六・三 八・〇	106・四	1	借入物品及び数量 富士通株式会社製のパーソナルコンピュータFMRシリーズ298台、周辺機器及びソフトウェア一式
	伊万里市大川内町字岩谷甲一一一一番 一地先まで	伊万里市大川内町字岩谷甲一一一一番 一地先まで	前	一六・五 八・一	106・四	2	契約の相手方を決定した手続 随意契約
						3	随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
						4	契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日
						5	契約者の氏名及び住所 (1) 氏名　日本電子計算機株式会社 取締役社長 越智 謙二 (2) 住所　東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
						6	単価契約価格　月額 7,788,740円
						7	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称　佐賀県統括本部情報・業務改革課 (2) 所在地　佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
県道 伊万里山内線	伊万里市大川内町字棧敷甲一一五番一地先から 伊万里市大川内町字岩谷甲一一一一番一地先まで	伊万里市大川内町字岩谷甲一一一一番 一地先まで	平成16・五・一一			○ 教育教職会事項	佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則を以て公布する。 平成十六年五月二十一日
						○ 公 告	次のとおり随意契約の相手方等について公告します。
							佐賀県教育委員会 委員長　杉　正　誠　11歳

●佐賀県教育委員会規則第十二号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第
九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の佐賀県立高志館高等学校の項中、「国際交流科」を削り、同表の佐賀県立佐賀工業高等学校の項中「電子科」を「電子情報科」に改め、同表の佐賀県立鳥栖工業高等学校の項中、「工業化学科」を削る。

別表第一の佐賀県立武雄青陵高等学校の項を削る。

(施子胡目)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県人事委員会規則第二十号

佐賀県人事委員会

- この規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていた学科又はコースで、この規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一又は別表第二に定められていないものは、改正後の規則別表第一又は別表第二の規定にかかるわらず、平成十七年三月三十日に当該学科又はコースに在籍する者が当該学科又はコースに在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

●佐賀県教育委員会告示第三号
博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十二条の規定により、次の施設を博物館登録原簿に登録した。

平成十六年五月二十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉町誠二郎

記号番号	登録年月日	設置者	名 称	所 在 地																																			
佐博第十一 号	平成一六年四月 三〇日	佐賀県	佐賀県立佐賀城本丸 歴史館	佐賀市城内二丁目一 八番一号																																			
<h2>○ 人事委員会事項</h2>																																							
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。																																							
平成十六年五月二十一日																																							
佐賀県人事委員会																																							
委員長 蜂 谷 尚 久																																							
●佐賀県人事委員会規則第二十号																																							
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則																																							
管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。																																							
第一条中「及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条の五第三項」を削る。																																							
別表を次のように改める。																																							
別表（第一条、第二条関係）																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">本 庁</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">機 関</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職 員</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;"></th> <th style="text-align: center; padding: 5px;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">議 会 事 務 局</td> <td style="padding: 5px;">事 務 局 長</td> <td style="padding: 5px;">副事務局長</td> <td style="padding: 5px;">職 員</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(出 納 局 を 合 む。) 局</td> <td style="padding: 5px;">総務課副課長</td> <td style="padding: 5px;">秘書担当の係長</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">本部長 理事 危機管理・報道監 部長</td> <td style="padding: 5px;">副本部長 総括政策監 副部長 副出</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">納長（出納局長） 課長 政策監 副課</td> <td style="padding: 5px;">長 秘書担当の係長（秘書課） 文書法</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">制担当の係長（総務法制課） 人事、給</td> <td style="padding: 5px;">厚生福利担当の係長（職員課） 人事、</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">与若しくは服務担当、職員団体担当又は</td> <td style="padding: 5px;">（出 納 局 を 合 む。）</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table>					本 庁	機 関	職 員			議 会 事 務 局	事 務 局 長	副事務局長	職 員		(出 納 局 を 合 む。) 局	総務課副課長	秘書担当の係長				本部長 理事 危機管理・報道監 部長	副本部長 総括政策監 副部長 副出				納長（出納局長） 課長 政策監 副課	長 秘書担当の係長（秘書課） 文書法				制担当の係長（総務法制課） 人事、給	厚生福利担当の係長（職員課） 人事、				与若しくは服務担当、職員団体担当又は	（出 納 局 を 合 む。）		
本 庁	機 関	職 員																																					
議 会 事 務 局	事 務 局 長	副事務局長	職 員																																				
(出 納 局 を 合 む。) 局	総務課副課長	秘書担当の係長																																					
	本部長 理事 危機管理・報道監 部長	副本部長 総括政策監 副部長 副出																																					
	納長（出納局長） 課長 政策監 副課	長 秘書担当の係長（秘書課） 文書法																																					
	制担当の係長（総務法制課） 人事、給	厚生福利担当の係長（職員課） 人事、																																					
	与若しくは服務担当、職員団体担当又は	（出 納 局 を 合 む。）																																					

現地機関		教育委員会事務局										教育長 理事 副教育長 課長 参事 (教職員課に置かれるもので、人事・服務又は職員団体を担当するものに限る。)		給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主査及び主事(職員課) 本部及び出納局の人事担当の係長(職員課の係長を除く。)	
保健所	環境セントナー	消防学校	職員研修所	海区漁業調整委員会事務局	地方労働委員会事務局	監査委員事務局	人事委員会事務局	選挙管理委員会事務局	書記長	長 県立学校給与担当の係長 小中学校給与担当の係長 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の管理主事、主査及び主事(教職員課) 教育委員会事務局の人事担当の係長(総務課の係長を除く。)	副課長 人事主幹 総務担当の係長(総務課) 県立学校人事担当の係長 小中学校人事担当の係長 法規担当の係長	教育長 理事 副教育長 課長 参事 (教職員課に置かれるもので、人事・服務又は職員団体を担当するものに限る。)	給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主査及び主事(職員課) 本部及び出納局の人事担当の係長(職員課の係長を除く。)		
長 所長	所長 副所長 総務課長	副所長	副所長 総務課長	校長	所長 副所長	事務局長	事務局長 副事務局長 副監査監(局長が指定する者に限る。)	事務局長 副事務局長 副監査監(局長が指定する者に限る。)	書記長	長 県立学校給与担当の係長 小中学校給与担当の係長 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の管理主事、主査及び主事(教職員課) 教育委員会事務局の人事担当の係長(総務課の係長を除く。)	副課長 人事主幹 総務担当の係長(総務課) 県立学校人事担当の係長 小中学校人事担当の係長 法規担当の係長	教育長 理事 副教育長 課長 参事 (教職員課に置かれるもので、人事・服務又は職員団体を担当するものに限る。)	給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主査及び主事(職員課) 本部及び出納局の人事担当の係長(職員課の係長を除く。)		

備考 本庁の知事部局、教育委員会事務局及び地方労働委員会事務局の項中に規

本府の知事部局、教育委員会事務局及び地方労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、課長の職務を総括補佐するものをいう。ただし、知事部局の秘書課副課長、総務法制課副課長、職員課副課長及び財務課副課長、本部及び出納局の人事を担当する副課長（職員課の副課長を除く。）並びに教育委員会事務局の総務課副課長、教職員課副課長及び教育委員会事務局の人事を担当する副課長（総務課の副課長を除く。）は、この限りではない。

附
則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。

第一条中「及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条

の五第三項」を削る。

●佐賀県人事委員会告示第二号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分（平成十二年佐賀県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十六年五月二十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

表の労働基準法別表第一の各号に掲げる事業の第十二号の項中「消防学校」を「消防学校 環境センター」に、「総合看護学院 環境センター」を「総合看護学院」に、「名護屋城博物館」を「名護屋城博物館 佐賀城本丸歴史館」に改め、同表の労働基準法別表第一に掲げる事業以外の事業の項中「議会及び委員会・委員の事務局 東京事務所 大阪事務所 県税事務所 佐賀空港管理事務所」を「議会及び委員会・委員の事務局」に、「中央児童相談所 消費生活性センター 産業振興センター 労政事務所 農林事務所」を「中央児童相談所 大阪事務所 労政事務所」に、「家畜保健衛生所」を「家畜保健衛生所 農林事務所 佐賀空港管理事務所 東京事務所 県税事務所」に改める。